

設計業務仕様書

・委託業務概要

1. 件名 朝明水源地外壁補修ほか工事設計業務委託

2. 設計対象施設

(1) 場所 四日市市千代田町 地内

(2) 既存施設概要

記号	施設名称	構造規模等	設計業務内容		備考
			基本設計	実施設計	
	管理棟	鉄筋コンクリート造 地上 2階建 延床面積 808.16㎡		[改修]	
	ポンプ棟 (渡り廊下含む)	鉄筋コンクリート造 地上 2階、地下1階建 延床面積 688.88㎡		[改修]	

3. 設計業務内容及び範囲

(1) 設計業務概要

平成21年国土交通省告示第15号に基づく(告示別添二)建築物の類型
第 4 号 1 類

	業務内容の項目	対象
基本設計に関する業務細分率	(1)設計条件等の整理	<input type="checkbox"/> 条件整理 <input type="checkbox"/> 設計条件の変更等の場合の協議
	(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/> 法令上の諸条件の調査
		<input type="checkbox"/> 建築確認申請に係る関係機関との打合せ
	(3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	
	(4)基本設計方針の策定	<input type="checkbox"/> 総合検討
		<input type="checkbox"/> 基本設計方針の策定及び建築主への説明
	(5)基本設計図書の作成	
(6)概算工事費の検討		
(7)基本設計内容の建築主への説明等		
実施設計等に関する業務細分率	(1)要求の確認	<input type="checkbox"/> 建築主の要求等の確認協議
		<input type="checkbox"/> 設計条件の変更等の場合の協議
	(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/> 法令上の諸条件の調査
		<input type="checkbox"/> 建築確認申請に係る関係機関との打合せ
	(3)実施設計方針の策定	<input type="checkbox"/> 総合検討
		<input type="checkbox"/> 実施設計のための基本事項の確定 <input type="checkbox"/> 実施設計方針の策定及び建築主への説明
(4)実施設計図書の作成	<input type="checkbox"/> 実施設計図書の作成	
	<input type="checkbox"/> 建築確認申請図書の作成	
(5)概算工事費の検討		
(6)実施設計内容の建築主への説明等		
設計意図の伝達に関する業務細分率	(1)設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	
	(2)工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	

(2)設計図書の作成
別表1 成果品一覧による。

・一般事項

1. 本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(平成21年版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)による。
2. 設計業務にあたっては、監督職員と密接な打合せを行い、その指示に従うこと。なお、打合せは、原則、管理技術者の立会いのもと、行う事とする。
3. 関係各機関(県、市、町、村、消防、NTT、電力、ガス、その他)との設計上必要な打合せ説明、申込、提出書類等の作成は受託者が行い、その結果を文書で監督職員に報告するものとする。
4. 打合せ用の設計図書は、必要に応じて受託者が随時作成するものとする。(打合せ図面のサイズは、監督職員の指示による。)
5. 管理技術者の資格は、1級建築士または2級建築士 とする。

・設計図書作成要領

1. 仕様書は、市指定の特記仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築(改修)工事標準仕様書を使用すること。
2. 設計図の作成は、前記仕様書、建築基準法及び消防法等の関係法令に整合した内容とすること。
3. 設計図には、原則として材料の商品名、製造会社名を記入しないこと。
4. 特記仕様書に記載されていない材料等を採用する場合は、事前に監督職員の承諾を得ること。
5. 設計基準については、別紙1に定める基準に準じること。
6. 設計図の編集及び表題は、監督職員の指示による。
7. 設計に当たっては、指示した工事概算予算を検討の上進めること。
8. 設計原図の大きさは、A1又はA2とする。(原則として、新築等A1、改修等A2とする)

・官公署その他への手続き

・建築基準法第18条第2項の規定による計画通知、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく通知書等その他工事に必要な諸管署への手続きは、受託者において行うものとする。なお、計画通知の申請にかかる、初回の申請手数料については、発注者の負担とする。

・その他

1. 設計図書は設計業務の完了後も受託者において改変することなく管理するものとする。
2. 受託者は設計業務終了後も、設計図書の疑義等必要が生じた場合は随時発注者との協議に応じるものとする。
3. 一部下請け(再委託)については事前に監督職員へ届け出、承諾を得た上で決定すること。

・設計者への提示資料

- (1) 既設図面一式

・暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

2. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1)暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

・断固として拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

・契約の履行において、不当介入を受けたことにより、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2)上記の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止の措置を講ずる。

別表1 成果品一覧 (印を適用する)

	成果品	提出部数	提出期限	形態
基本設計	建築計画概要書 基本設計図 設備設計概要書	各部	平成 年 月 日	
実施設計	建築設計図 電気設備設計図 機械設備設計図 外構図	各1部	平成 26年 12月 26日 (納期は監督職員の指示による)	原図1部 現場製本1部
	構造計算書 山留構造計算書 設備設計計算書	各部	平成 年 月 日	
	積算数量算出書 積算内訳書	各1部	平成 26年 12月 26日	市の様式
	建設計画概要書	各部	平成 年 月 日	
	透視図 模型	各部	平成 年 月 日	

(注1)実施設計図には、特記仕様書、意匠及び構造図を含む。

(注2)構造計算時における用途上の安全係数は別途定めた数値とする。

(注3)設計図及び積算内訳書等でOA化されたものは、元データ形式以外にPDF形式も合わせてCD-ROM等に保存し提出すること。

(注4)設計図は、CAD入力を原則とする。なお、原則として市使用のCADデータ形式に変換可能なCADソフトを使用すること。(他の形式から変換した場合に、元データと比較して文字や線種、縮尺等に誤りがないことを確認すること)

(注5)提出期限は監督職員の確認、内容訂正など設計内容の精査が終了した状態で提出する期限とする

別紙 1 ・ 設 計 基 準

< 建築 >

a. 設 計 ・ 構 造

- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準
- ・ 市設建築物総合耐震計画基準
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・ 建築工事共通仕様書
- ・ 建築改修工事共通仕様書
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築改修設計基準
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 鉄骨設計標準図
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 擁壁設計標準図
- ・ 構内舗装・排水設計基準
- ・ 環境配慮型官庁施設設計指針
- ・ 省エネルギー建築設計指針
- ・ ユニバーサルデザインのまちづくり施設 整備マニュアル(三重県)

b. 積 算

- ・ 国土交通省建築工事積算基準
- ・ 建築数量積算基準・同解説
- ・ 建築工事内訳書(市指定の様式)

< 建築設備 >

a. 設 計 ・ 構 造

- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 電気設備工事共通仕様書
- ・ 電気設備工事標準図
- ・ 機械設備工事共通仕様書
- ・ 機械設備工事標準図
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針(建設省住宅局建築指導課)
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引き
- ・ 環境配慮型官庁施設設計指針
- ・ 省エネルギー建築設計指針

b. 積 算

- ・ 国土交通省建築工事積算基準
- ・ 建築設備数量積算基準・同解説
- ・ 建築設備工事内訳書(市指定の様式)

別表2

成果物		備考	
実施設計	建築 (意匠)	特記仕様書	市の様式による
		仕様概要表	
		仕上表	
		面積表及び求積図	
		敷地案内図	
		配置図	
		平面図(各階)	
		断面図	
		立面図(各面)	
		矩計図	
		展開図	
		天井伏図	
		平面詳細図	
		断面詳細図	
		部分詳細図	
		建具表	
		外構図	
		計画通知書	
		防災計画図書	
		省エネルギー関係計算書	
		日影図	
		模型	
		透視図	
	各種技術資料		
	建築 (構造)	構造設計図	
		(1)伏図	
		(2)軸組図	
		(3)各部断面図	
		(4)標準詳細図	
		(5)各部詳細図	
		構造計算書	
		仕様書	
		各種技術資料	
	積算	建築工事積算数量算出書	
		建築工事積算数量調書	

を作成し提出すること。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（受託者の義務）

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再委託の禁止）

第6 乙は、あらかじめ四日市市上下水道局（以下「甲」という。）の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託又は請負（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託する場合は、再委託先における個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスでき

ないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、資料等を当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従業者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

〔別紙〕

四日市市上下水道局庁舎等への業務委託業者入出注意事項

（基本事項）

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行なうに当たり、四日市市上下水道局庁舎等（以下「庁舎等」という。）の秩序及び安全の維持に努めなければならない。

（立入届出の義務）

第2 乙は、当該業務を行なうに当たり、乙又はこの契約による業務に従事する者（以下「乙の従事者」という。）が庁舎等に立入る必要がある場合は、あらかじめ四日市市（以下「甲」という。）に四日市市上下水道局業務委託・工事業者届を提出しなければならない。

2 乙は、乙が受託した業務の一部を第三者に行わせる場合は、四日市市上下水道局業務委託・工事業者届にその旨届けなければならない。

（身分明示と入退庁の記録）

第3 乙又は乙の従事者は、当該業務を行なうに当たって甲の業務時間外及び閉庁時に庁舎等に立入る際は、警備員等にその身分を証するものを提示し、備付の記録簿に業者名、氏名、入庁時間、その他必要な事項を記入しなければならない。

2 前項の身分を証するものは、社員証又は社員名札等とする。ただし、個人事業者については運転免許証等の公的証明とする。

3 乙又は乙の従事者は、第1項により庁舎等に立入ったのち退庁するときは、記録簿に退庁時間を記入しなければならない。

（禁止行為）

第4 乙又は乙の従事者は、庁舎等では以下の行為をしてはならない。ただし、当該業務の遂行に必要であると認められる場合は、この限りでない。

（1） 庁舎等及び市有物件を損傷すること。

（2） みだりに戸、扉、窓等を開閉し、備付けの物件を利用し、若しくは移動させ、又は施設を構えること。

（3） 通行の妨害となるような行為をすること。

（4） 指定された場所以外で喫煙又は火気を取り扱うこと。

（5） 立入を禁止された場所に立入ること。

（6） その他庁舎等の管理又は取締上不適当と認められる行為をすること。

（入退庁の特例）

第5 乙が当該業務を行なうに当たり、頻繁に庁舎等への入出を行う必要がある場合は、その旨を甲に事前に届出ることができる。この場合において甲が適当と認めたときは、第3に記載する事項を行わなくてもよい。

（契約解除及び損害賠償）

第6 甲は、乙又は乙の従事者がこの業務委託業者入出注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。